

# 第6回定期代議員総会 神奈川大会・箱根にて開催

## 新しい試み—懇談会も開催



総会特集号

◎第六回定期代議員総会は、参加  
人員一七〇名を超え、非常に盛況  
であった。

だが数的な盛況と質的な盛況と  
は一致したのであろうか。

◎執行部提案に対し、代議員か  
らの質問は皆無に近かった。

全国青年稅理士連盟の第六回定期代議員総会・神奈川大会は、七月十五日、昔東国との国境、今あじさいの咲き誇る景勝の地、箱根小涌園の会議場にて、午後一時より開催された。

全国各地から百七十三名の代議員及び会員が参集し、多数のご来賓をお迎えした満員の会場は、熱氣溢れる討議の末、緊急動議をも含む全議案を提案及び原案通り承認可決した。

新役員には、会長に萩野弘康君を選出したほか、副会長六名、理事百名、会計監事三名を選出した。

第二部の研究発表会も、歐州付加価値税視察団報告によるヨーロッパ諸国の稅理士制度の概要発表が盛況裡に行われた。

夜に入つて、第三部の懇親会、更に同好会と、終日、会員の親睦が深められた。

(写真・第六回定期代議員総会  
場箱根小涌園にて)



◎総会終了後の懇親会で、新会長、鶴籠に乗つて、会場を一周す。  
世俗に「鶴籠に乗る人、担ぐ人、  
そのまた草鞋をつくる人」と云わ  
れることを思いおこし、鶴籠に乗  
った当の会長は云うに及ばず、役  
員全員が、会員の声に耳を傾け、  
会員の為の会務執行すべきことを  
示唆しているようでもあった。

清流

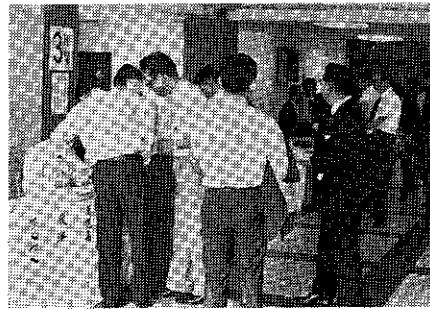
# 神奈川大会報告・代議員総会

第六回定期代議員総会・神奈川大会は、全国より百七十三名の代議員及び会員を一堂に会し、七月十五日定刻の午後一時より、箱根小涌園の会議場にて開催された。

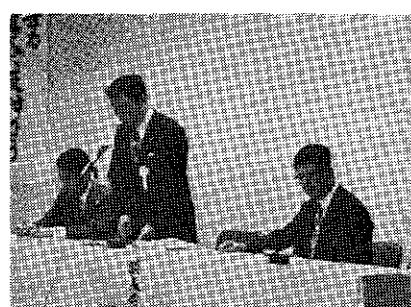
個人会員の紹介と、個人会員全員の代議員資格承認を可決し、議事に入った。

小川実行委員長の開会のことばに引き続き、寺沢会長より、昭和四十七年度の組織活動・制度問題全般に関する会長挨拶があつた。

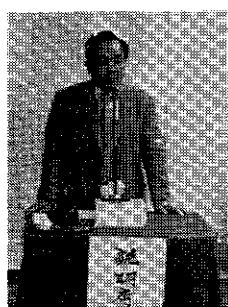
(会長挨拶別掲)



(写真・総会受付風景)



(写真・寺沢会長)



(会長挨拶別掲)

続いて、議長団の選出が行われ  
佐々木正一君(東京)、青山敏郎  
君(名古屋)、西川広君(岩手)  
の三名が選出され、議長団を代表  
して、佐々木君より挨拶があつた  
後、議長団より、書記に、寺本慶  
三君(大阪)、栗原登君(埼玉)に、  
指名があり、議案審議に入った。

ミスプリントに関し質問あり、後  
藤経理部長の説明があり、説明諒  
承後、承認可決した。

(1) 第一号議案・昭和四十七年度

事業報告の件



(写真・平山委員長報告風景)

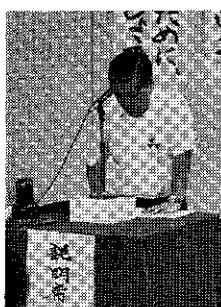
以上の報告の後、質疑討論に入り、原案通り承認可決した。

(2) 第二号議案・昭和四十七年度

収支決算並びに財産目録承認の件

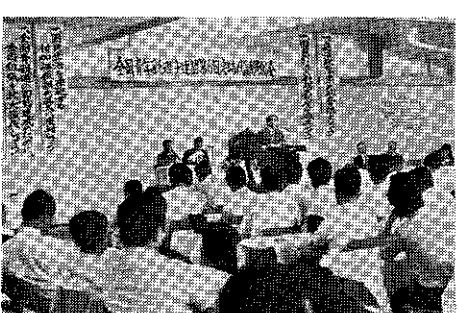
(3) 第三号議案・昭和四十七年度

会計監査報告の件



(写真・執行部席)

昭野総務部長より、一括して、昭和四十七年度の事業報告が行われたが、商法対策特別委員会報告は、特に時期的にみて、詳細な報告を行う必要があるとして、直接の担当委員長である平山商对委員長が演壇にて、商法問題の報告を行つた。



(写真・内田規約審議委員長)

内田規約審議委員長より、現行規定中、第五条及び第十四条に関して、組織の会務運営の彈力性と総会準備期間の必要性より、附則を含め、一部変更したい旨の説明あり、質疑討論にはいり、承認可決した。(改正案別掲)

(4) 第四号議案・規約一部改正の件

荻野総務部長より、昭和四十八年度事業計画の重点基本方針の提案及び各部・各特別委員会の一括提案説明があり、原案通り承認可

決した。(重点基本方針別掲)



(写真・荻野総務部長)

(6) 第六号議案・昭和四十八年度  
収支予算案承認の件



(写真・矢頭副会長)

矢頭副会長より、各単位会推薦者  
及び個人加入会員に対する執行部  
からの打診等に基づき、理事会検討の  
次期役員構成を発表し、例年の選考委員会方式に代えたい旨の提案  
があり、執行部方針にて、承認され、次期役員名簿を会場に配布した。

その後、質疑討論にはいり、採決承認可決した。(役員名簿別掲)

(7) 大会決議文採択の件  
各務副会長より、大会決議文の採決承認可決した。(新会長挨拶別掲)、来賓祝辞、祝電披露が行われた。



(写真・金子副会長)



(写真・後藤経理部長)

後藤経理部長より、昭和四十八年度予算案について提案説明があり、原案通り、承認可決した。

(8) 緊急動議提案

ここに、西尾君(名古屋)より日税連会長に北川名古屋税理士会会長を推薦決議したい旨、動議が提案され、議長より採択の件、討議の結果、提案通り決定された。

(9) 第七号議案・役員改選の件  
次期役員の選出方法について、



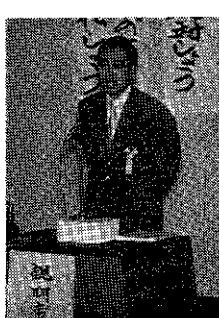
各務副会長より、大会決議文の採決承認可決した。(役員名簿別掲)

最後に村山副会長の閉会のことばで、第六回定期総会は、緊急動議をも含む、全議案を原案通り、承認可決して終了した。

(10) 来賓の方々  
(敬称略・順不同)

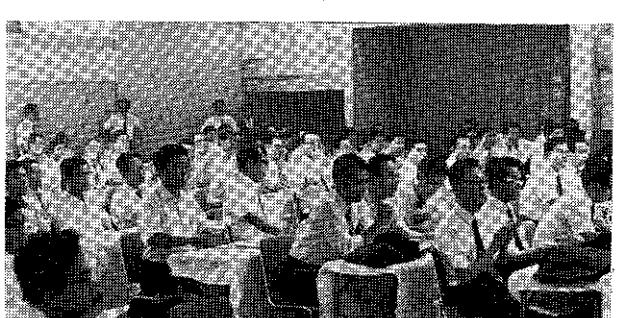
(写真・名務副会長)  
自民党衆議院議員 小此木彦三郎  
社会党衆議院議員 横山 利秋  
共産党衆議院議員 増本 一彦  
民主党参議院議員 佐藤 一郎

(写真・村山副会長)  
神奈川県知事 津田 文吾  
東京税理士会会長 添田 正夫  
東北税理士会会長 松本 兼久  
東海税理士会会長 高野 芳信  
東京税理士会副会長 近藤昭三郎



東京地方税理士会会長 織本秀実  
名古屋税理士会会長代理 総務部長 精瑞英一  
東京地方税理士会神奈川県支部 長 川辺 幾雄  
全国婦人税理士会連盟会長代理 日税連商対委員長 波多野重雄  
日本婦人税理士会連盟東日本支部 共同会員会長 村山きよ子  
エヌピー通信社 三谷 政文  
日本経営通信社 伊藤総務部長  
伊藤 勉  
小泉純一郎  
渋谷 年夫  
長谷川正三  
大出 俊  
阿部 助哉  
伏木 和雄  
河村 勝  
竹田 四郎  
佐藤 一郎  
野々山 一三  
藤井 恒男  
高野 芳信  
近藤昭三  
参議院議員  
神奈川県議会議員  
東京税理士会会長  
東北税理士会会長  
東海税理士会会長  
東京税理士会副会長

祝電を下さった方々  
(敬称略・順不同)



参議院議長 河野 謙三  
国務大臣 福田 起夫  
衆議院議員 野田 千一  
田川 誠一  
平林 刚  
塙崎 潤  
長谷川正三  
大出 俊  
阿部 助哉  
伏木 和雄  
河村 勝  
竹田 四郎  
佐藤 一郎  
野々山 一三  
藤井 恒男  
高野 芳信  
近藤昭三  
参議院議員  
神奈川県議会議員  
東京税理士会会長  
東北税理士会会長  
東海税理士会会長  
東京税理士会副会長

(写真・総会会場風景)

引き続き、新役員を代表し、荻野  
(代理)

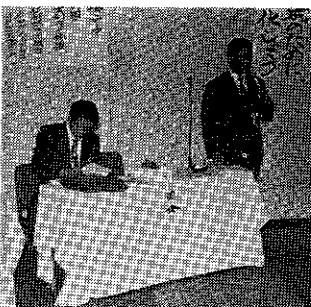
議長団降壇  
沖縄所在会員 山城 泰哲

全国婦人税理士協議会  
全国婦人税理士連盟会長  
諫訪青年税務研究会  
広島青年税理士クラブ  
高知青年税理士クラブ  
福森 敏子

総会終了後、研究発表会が、研究部長、杉浦君の司会のもとで、同会議場にて開催された。

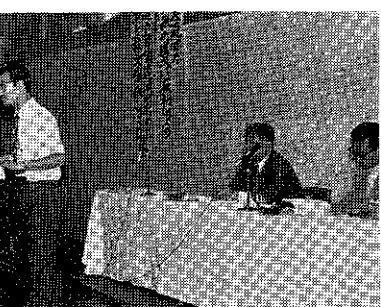
表が行われた。

## 神奈川大会報告・研究発表会



(写真・研究発表会司会者)

テーマは「ヨーロッパ諸国の税理士制度の概要」、発表者は、ヨーロッパ付加価値税視察団のメンバーであった、岩田克夫君、湖東至君、後藤次仁君の三名である。また、岩田君の視察團を代表しての挨拶に続き、湖東君が、西ドイツ及びオーストリアの税理士制度を発表し、次に後藤君が、フランス及びイタリーの税理士制度について発表し、最後に岩田君が、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンの税理士制度について、それぞれ、自分達が実際に見聞した資料を基に、具体的な問題の発



(写真・左から  
湖東君、岩田君、後藤君)  
研究発表会後、玄関前にて、全員の記念写真撮影が行われた。

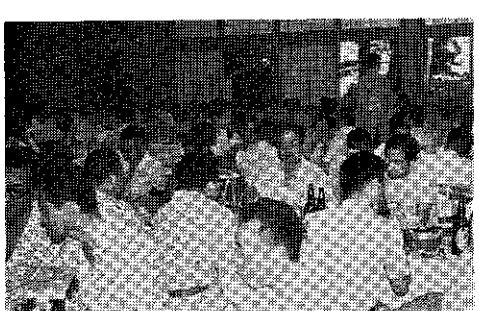


(写真・懇親会会場風景)  
ご出席下さった来賓の方々と共に総会の疲れをビールで吹き飛ばし、全国から参集した会員、和やかな雰囲気の中で、旧懐を暖め、新しく友と意気投合し、懇談が繰り広げられた。



(写真・懇談する会場風景)

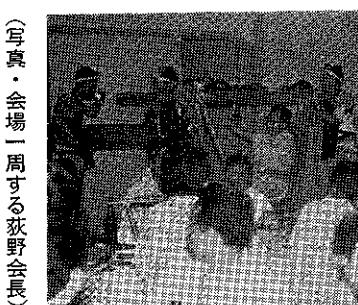
荻野新会長は、余興として繰り出された駕籠に乗って、宴会場を一周し、会場からの拍手を受けた。



## 神奈川大会報告・懇親好親会

旅行同好会報告  
箱根の旅は

久保田秀雄(神奈川)…  
国会へ通じる道へ



(写真・会場一周する荻野会長)

大涌谷では、一人置いてきぼりでバスは出発、小涌園に本人が来るまで誰も気が付かない。幹事も昨日の疲れ、ここに極まつたか。午前中で切り上げた箱根巡回バス旅行は、定刻十二時再び小涌園

小涌園を出発したのは九時半。濃いグリーン一色の山々は、山頂周辺の霧にもかかわらず、一同の目を、気分を新鮮なものにしてくれる。

うら若く大変な美人(二日酔の目にはそう写った)のガイドさんが、これまで美声の持ち主、湯の大涌谷の噴煙等々、案内もさわやかに、バスはゆれる。冷房の効いた車内は、バスガイドさんの美声の外は、静かそのもの。途中、ビルのサービス、二日酔さましの夏みかんのサービスなどは、出血サービスの様子。同乗車で目についたのは、前々会長の村田昭氏、もっぱら、大きな8ミリ片手に撮りまくっていた。中味はなにが撮られていることか。

の前に到着、このバスの本番は、これから。昼食も車内で取りつづけ一路バスは、国会へ向う。

箱根の涼しさもこれまで、東京へ通じる道は、この日格別暑い。

満席のバスは、こんどは、マージャン疲れ、懇談会疲れで、静かな寝息が支配している。ひそかに、国会陳情の銳気を養っているかに見えた。

### 組織強化の原点

#### 懇談会の意義を重視

唐木田明雄(東京)

懇談会行事は神奈川大会に新しい意義を与えた。

遠路参加の個人会員に対する特別の配慮が、そこに伺われるのだが、この立案と実行に当つて、若干の思惑が働いた。

懇談が單なる身辺雑事に終止したのでは、意味が無い。かと云つて制度上の問題に直進すれば、総会の延長に等しく、その実を失う心配があつた。御意見採聽や、身上相談という性質のものは勿論ない。飽くまでも対等が原則である。

何でも最初の試みには定石がなく、それだけに戸惑いも許されよう。まして、この行事に、組織強

化という側面的要請があるだけに猶更である。それは漸く個人会員が組織運動に浮上し、全青税に期待を与える存在となつたことであつた。

そして、こうした行事の意義と更には必要性が懇談会の進行について、鮮明になつたのである。例えば、前日の総会の席上で緊急動議が二件可決された。一つは日税連の会長選に出馬する名古屋税理士会の北川会長を、全青税として推せん決議すること。二つは参議院で審議中の商法改悪案に対しても、当日の大会決議を体して反対陳情に国会へ直行することであつた。

北川会長の件も、日税連の担当副会長としての「商法」の実績を評価し、今後の反対運動を考慮したものであつて、全青税の対商法の姿勢は確立している。

ところが懇談会での意見の範囲は、極めて未討議のまゝのものだつたのである。

つまり、商法は「逼迫感がない」(浜松)、「もう終った感じ」(岩手)であり、全青税に対しても「青法協的な感覺」(鹿児島)と云つた状況であった。こうしたタイミングで、トネル逆行の発言も重要な問題提起である。こうした現実が

とは、やはり収穫であった。

全青税に加入して、メリットがあるのか(鹿児島)。それは積極的に参加し自ら作り出すもの(浜松)——と、それぞれ認識の度合も異なり、「情報が欲しい」(長野)、「結局、何も解っていない」というのが眞美です」(鹿児島)これが正しく事實であろうと考える。距離と時間の問題であつて、今後の組織強化の方向でもあつた。

全青税には「御三家」というものがある。東京・大阪・名古屋を指し、これを主体と考える言葉だが、果してその通りであるかどうかは別として、執行部と会員との隔たりがここに表現されている。それは加入団体それぞれが、一度は立ち止まり、振り返らねばならない問題と共通する。

その隔りの典型的が付加価値税の問題であった。約三時間に及ぶ懇談にて「臨税」の問題が熱心に語られ、「法改正署名運動」に話しが及び、しかし、とうとう「付加価値税」の自発的発言がなかつたのである。前日の大会宣言で反対表明し、しかも、引きシングポジウムまで行なわれたというのに。

付加価値税が課題として日まだ未だに開かれていた。こうしたタイ

トは、いつも原因にあるう。しかし先にも述べたように、加入団体の状況においても、やはりこれは「商法」や「法改正」と比べ関心が薄い。税理士全体としても、同じである。

つまり個人会員だけの特色ではないのである。すべてに亘って、組織が抱き上げねば運動強化ならぬ大切なレベルであった。懇談会がその契機となるよう強く望むところである。

(当出席者二八名)

寺沢前会長  
ボウリング同好会報告  
西谷進(神奈川)

去る七月十五日、第一回全青税大会が、箱根小湧園グリーンボウルに於いて、全青税神奈川大会のかつてない盛況、そして、なごやかな懇親会のあと、全国各単位会代表、及び個人会員代表、東京七名、神奈川八名、大阪六名、名古屋三名、東海三名、関信一名計二八名の出場選手によつて午後九時、白熱の試合が開始された。

試合は、アメリカ方式、三ゲームトータルピン、スクラッシュゲー

ブービー賞  
神奈川 西谷 進君  
二九二ピン  
以上

優勝 名古屋 土屋真人君  
四八七ピン  
準優勝 神奈川 西谷 進君  
四六九ピン  
第三位 東京 野村茂彦君  
四五二ピン  
ハイゲーム賞  
神奈川 西谷 進君  
一七一ピン

地殻変動の現象

増田昌弘(東京)

全国青年税理士連盟の第六回定期代議員総会が七月十五日湯の香けむる箱根の小涌園ホテルに於て盛大に開催され、翌十六日各同好会が行なわれた。麻雀大会は同所に於いて開催されたが、当初午前九時より始め四回戦を行い午後二時終了の予定で企画されたのですが、我々税理士が数年来戦つてきました商法改悪問題が非常に重大な時期に当面しているため午後から国会へ陳情に行くこととなり急遽午前八時より開始し三回戦で終了することに変更し挙行することとなつた。このような悪条件にもかかわらず神奈川青税さんの御努力により、東京十二名、名古屋三十名、神奈川三名、沼津二名の計二十九名五卓にて熱戦の火ぶたがきられた。

京都宝ヶ池大会、豊橋大会で連続優勝された名古屋の市原君が出場しなかつたので目標をうしなつたのか同じ大会で連続優勝した私は全然さえず第九位に終つた。又常に上位に入賞し優勝もしたことのある名古屋の各務君もまる

奈川青税の金子秀夫君を中心より厚くお礼申し上げます。

奈川青税の金子秀夫君を中心より厚くお礼申し上げます。

又団体優勝は上位三名の成績により東京が(湖東君、天野君、辻君)優勝した。東京もとの上位三名の顔ぶれを見て、麻雀の地図も変った感を深めた。

このようにして舌戦ありで誠に和気あいあいのうちに楽しい時間過ごし表彰式を終え国会陳情のためバスの人となつた。最後にこの麻雀大会のため終始色々と心をくばりお世話をいたしました神

でさえず最下位というありさまで

あった。個人優勝は無冠の帝王と自称している名古屋の大野真一君が通算二八、一〇〇点のプラスで堂々と優勝し、冠をいただいた帝王の座についた。沼津の竹村直君が二三、三〇〇点プラスで準優勝した。個人加入会員の方が麻雀大会に参加されたのは始めての事であり、みごとに優勝されたことは誠に喜ばしく今後共個人加入会員の皆様がどんどん参加していただき益々楽しい麻雀大会にしていきましょう。

は誠に喜ばしく今後共個人加入会員の皆様がどんどん参加していただき益々楽しい麻雀大会にしていきましょう。

## 重点基本方針

- (1) 納税者の権利を擁護し、税理士制度の発展に全力を傾注する。
- (1) 国民のための税制の確立に寄与するため税制審議委員会を新たに設置する。
- (2) 商法、税理士法、付加価値税の各委員会は引き続き設置し、小企業対策委員会は中小企業対策委員会と改める。
- (2) 本連盟の会務運営を機能化して運動の拡大と充実化を図る。
- (1) 会員の創意を吸収し、本連盟の企画立案に資するために必要な機関を設ける。
- (2) 広報活動の機動性を高める。
- (1) 個人会員加入の重要性を特に認識し個人加入会員のための諸施策を積極的に行なう。
- (3) 日税連の民主的運営と建設的運動を促すため、積極的な提言を行なう。
- (4) 以上の目的を達成するため、全国組織拡大に全力を挙げる。

## 大会宣言

全国青年税理士連盟は、代議員総会の名において次のとおり宣言する。

1. 大企業を優先し、税理士制度を破壊に導く商法改悪案に反対しよう。
2. 国民のための税理士法改正運動の先頭に立とう。
3. 国民大衆と中小企業者を圧迫し、税理士制度を根底からゆるがす付加価値税導入に反対しよう。

以上の目的を達成するため、われわれは、全国青年税理士連盟の組織を拡大強化しよう。

昭和48年7月15日

全国青年税理士連盟  
神奈川大会

昭和48年 役員・委員一覧

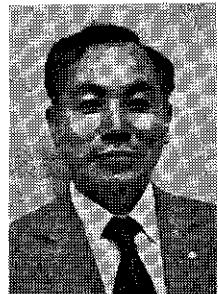
48. 7. 15

# 組織拡大推進委員会一覧

役 職 員	氏 名	〒	住 所	電 話 番 号
本部統括委員長	荻野 弘康	116	荒川区南千住5-25-14	03-806-2330
〃 副委員長	永井 義勝	400	岐阜市上川平453	0582-45-2696
〃 〃	唐木田 明雄	64	中野区弥生町4-26-8	03-384-3974
本部地区別委員長	北海道、東 北 西 川 広	020	盛岡市長田町4-12	0196-23-5981
関 信 村 山 利 喜	356	上福岡市上福岡3-11-15	0492-61-2330	
東 海、北 陸 奥 田 普 士	462	名古屋市北区元柳原町2-7	052-981-8601	
中 国、四 国 大 西 耕 三 郎	556	大阪市浪速区鷺町1-28	06-649-1241	
東京地方、九 州 金 子 秀 夫	220	横浜市西区平沼1-22-12	045-321-8617	
九 州、沖 繩 宇 田 一 郎	890	鹿児島市草牟田町4352	0992-23-4069	

県 名	組織拡大推進 委員会委員長	〒	住 所	電 話 番 号
常 札	谷 本 宏繁	080	帯広市西の条南8-3	01552-3-2145
函 木	小田川 繁美	063	札幌市琴似八軒2条東4丁目	011-741-3554
秋 木	古 山 勝	040	函館市新川町21-13	0138-23-3175
山 青	船 木 清治	010	秋田市南通みその町1-10 時田ビル	0188-33-6515
岩 宮	安孫子 昌祐	990	山形市城西町2-1-28	0236-22-7143
手 城	奈 良 川 広	030	青森市大字松森字佃252-48	0177-35-3730
城 島	佐 佐 勇	020	盛岡市長田町4-12	0196-23-5981
福 岩	藤 伸 康	980	仙台市荒老子源太兵衛東18-26	34-8056
石 福	手 増 能	963	郡山市大町1-8-10	02492-2-2445
新 石	佐 增 齊	920	金沢市平和町2-3-3号6	0762-42-3371
群 栄	藤 清	917	小浜市小浜住吉2	0776-2-1572
栄 長	利 新	947	小千谷市住吉町344	025882-3498
栄 静	哲 利	356	上福岡市上福岡3-11-15	0492-61-2330
栄 静	民 朝	324	大田原市山の手2-7-10	02872-3644
栄 静	今 源	311-24	行方郡潮来町上町188-1	02996-2-3475
栄 静	井 口	392	諫訪市湯の脇1-13-4	02665-2-3712
栄 静	内 増	509-51	土岐市泉町大富257	05725-5-2283
栄 静	井 内	435	浜松市早出町720-2	0534-61-7797
栄 静	増 宮	492	稻沢市奥田町仲深905-5	0587-32-8884
栄 静	高 金	510	四日市市西伊倉町6-7	0513-53-2750
栄 静	平 河	280	千葉市道場南町137	0472-22-9364
栄 静	加 上	220	横浜市西区平沼1-22-12	045-321-8617
栄 静	賀 平	700	岡山市津島1052-2	862-53-1613
栄 静	賀 加	698	益田市大字上吉田181 安野産業内	08562-2-3265
栄 静	賀 上	733	広島市吉島町12-23	0822-45-1928
栄 静	賀 平	759-41	長門市東染川1180	08372-2-1505
栄 静	賀 平	700	岡山市津島1052-2	0862-53-1613
栄 静	賀 平	683	米子市加茂町2-8	08592-3-1541
栄 静	賀 平	760	高松市天神前7-5	0878-61-8855
栄 静	賀 平	770	徳島市富田橋2-15-4	0886-53-3429
栄 静	賀 平	780	高知市知寄町1-35	0888-87-3228
栄 静	賀 平	798	宇和島市堀端町1-35	08952-2-4550
栄 静	賀 平	830	久留米市莊島町188	4-2211
栄 静	賀 平	840	佐賀市神野町1146-10	09520-3-6473
栄 静	賀 平	857	佐世保市天神町2-19	09562-2-8201
栄 静	賀 平	878	竹田市大字竹田町416	2-3636
栄 静	賀 平	866	熊本市紺屋町2-3	54-7633
栄 静	賀 平	882	延岡市博栄町1-3	09823-2-6600
栄 静	賀 平	902	那霸市字寄宮249	0988-55-7433

# 総会における会長挨拶



寺沢隼人

姿勢をまず討議致しました。

それは全国青税が、その目的の中に掲げております税理士制度の發展強化と云うことにつきます。

しかば税理士制度の發展強化と云うことは何を意味するかと云うと、我々税理士の單なる権益の為の制度の強化ではない。

税理士は納税者あつての税理士として、危急存亡の時と云わなければならぬ重大な時期を迎えておりまして、本事業年度も必然的に全国青税の活動は制度的な問題を中心として運動をはじめるところになりました。

本事業年度の初めにおきましては、各法対關係の出来云うことになつたわけです。

ます本年度は、各法対關係の出来云うだけ総括的な討議をしようとしたことで、制度対策特別委員会と云うものを特に設置致しまして、各運動のスケジュール化を図りつつ、運動の連携プレーを図つていこうと云うことで、この委員会を設置したわけでございます。

そして、まず、おりしも出ておりました、税務調査の法律的知識等の問題もございましたので、まことに申上げました、国税庁から出でおり

る批判書を検討し、これを発表すると決め、同時に、前半におきまして、税理士法の問題に取り組もうではないかと云うことで、ご承認のようになります。

うではないかと云うことで、ご承認を展開したわけであります。

うではないかと云う方向を見い出したわ

シヨンを起し、運動を展開していくかなければ税理士法の改正はなしでございます。

まずは税務調査の法律的知識について、税務調査の法律的知識につきましては、ご承認のようになります。

かなかれば税理士法の改正はなしでございます。

かなかれば税理士法の改正はなしでございます。

勿論、現段階において、議員立

法か、政府提案かと云うそのいず

れかに、この問題をしづつて運動

の展開をすることが出来ない情勢

であり、それ程までに、この運動

けでございますが、その後、こと

さら、これを会議の中に、どうア

ピールし下からの盛り上げをどう

汲み上げてゆくかと云うことにつ

いて、なんら施策を持つていなか

った。

全国青税は、やはりこの際、こ

の前半において、税理士法の改正

の推進をしなければならない、そ

の問題を法化してゆく運動の中では

どうしても、議員立法の方向で、

まず日税連がアクションを起すと

云うことが最も大事でないかと云

う観点に立ちまして、署名運動を

展開したわけであります。

しかしながら、現在集計中でござ

りますが、当初目標としました

百%には、はるかに及ばないと云

うこの現状を、つぶさに私どもは

凝視し、これが全国青税の実態と

して、ただ単に受けとめるだけで

なくて、いかにして、今後これを

が、全国青税と致しましては、使

命の明確化、税理士の権利の明確

化、特試の廃止、及び自主権の確

立と云う、この四つの柱を掲げま

す、スケジュール化に当たりました。

そして、まず、おりしも出てお

りました、税務調査の法律的知識

等の問題もございましたので、ま

たと云うことを確認致しております。

そして、まず、おりしも出てお

りました、税理士法の改正の対処

方向を本日の討議の中でも、前向

方に積極的なご討議をいただいて

ます。

さて、商法の問題であります。

全国青税は、この問題が提起され

たとき、いち早く、「商法改悪の

本質」と云うものを出し、これで

## 商法問題について

運動の中で、真に納税者の権利を

擁護する税理士法の改正と云うも

のに運動を結びつけてゆくと云う

方向を本日の討議の中でも、前向

方に積極的なご討議をいただいて

ます。

さて、商法の問題であります。

全国青税は、この問題が提起され

たとき、いち早く、「商法改悪の

本質」と云うものを出し、これで

アピールし、問題提起をする中で断固粉碎と云う線を堅持してきたわけでございます。

この間に、政府の側では、三度にわたって修正案が出、日税連の段階においては、その都度、動揺をしていったわけでございます。しかし、全国青税は、初期の目的を達成するため、即ち改悪なるがゆえに、断固粉碎と云うこの線を最後までつらぬきまして、日税連を叱咤激励してきたわけでございます。

しかしながら、ご承知のように本国会に上程されることにあいなりまして、現在、参議院において、これが審議されていると云う段階でございます。

思いますのに、我々があげたこの改悪の本質と云うものは、依然として、なんら解決されていない。

何が解決されていないかを、参議院法務委員会に於ける、北川日税連副会長の公述を中心に述べてみますと。

会計監査人制度の商法への導入は、監査基準の大巾な後退と会計監査の独立性が保証されていないため、監査の充実になんらなってない。

次に公認会計士監査の第三者性

と税理士の税務代理とは、本質的に異なる制度であるにもかかわらず、なんら特別な処置がなされていない。

第三、親会社の監査役に会計監査人に子会社の業務及び財産の状況を調査する権限を与えていた。

第四、粉飾決算、逆粉飾決算、あるいは、株主の不正操作等は、業務を行う取締役がこれらを行ふのであって、これを直接監査する取締役会に、なんらのメスが加えられていない、そうして、第二次的とも云える監査役の権限強化を基本としている、まさにこれは、本末転倒であると云うことになります。

第五、株式会社の九十九%をしめる、資本金一億円未満の会社に特例法をもよけることは、株式会社法を空洞化し同時に現在、大会社等について租税特別措置法等かなりの長大な優遇措置をとつておるわけでございまして、それらの法的な組織上の保証を与えるのみであると云うことが云えるかと思います。

第六、零細な小商人に、商業帳簿、貸借対照表、及び損益計算書を公正な会計慣行を斟酌するよう義務づけておきながら、大会社に

これらの商法改悪の本質は、現段階において、なんら解決されていない、従いまして、わが青年税理士連盟は、参議院段階の最後まで筋を通し、断固粉碎の為に、全員力をあげなければいけない、かように考えるわけであります。

付加価値税問題について  
次に付加価値税の問題でございます。  
本年度いたしましては、付加価値税については、これは非常に皆さんの中の尊いカンパと実際に派遣された団員の方の自費によってまかれたと云う尊い犠牲を払って、E E C 諸国との付加価値税の現状をつぶさに親察に参りましたて、本日、本大会の会場の入口にそその総括的なまとめ、報告書が作成されておりまして、今後の付加価値税の反対運動の為の資料として、大きくなり位置が確立されたのでない。

に考えております。等々、制度的ににしてしまっているこの事実であります。

#### 組織上の問題について

執行面におきましては、ソフトボーグ、あるいは地区別代議員組織等が、スムーズに進行しなかつたと云う、いくつかの欠点を残しながら、本事業年度も終ろうとしています。

どうか、本総会において、これらの問題、特に制度上の重大問題について、忌憚のないご意見をいただきまして、全税理士が統一する目標はなにかと云うことを、本日、この総会において見極めていただいて、更に、更に、全国青税が前進するよう、活発なる討議をいただきたいと思います。

ただ、組織部の活動は非常に活発でございまして、これは、署名運動と連携致しまして、今までの個人加入者の二割アップと云うことで、一応の成果を得ました。

特に、未加入地でありました熊本、あるいは沖縄からの新規の加入会員をいたしました、いよいよ全国組織としての飛躍が期待できるものと確信いたします。

#### 短歌・俳句・隨筆募集

広報部では、会報上に、青税

歌壇・青税俳壇を設け、日常の忙しい生活の中に心の潤を求めてみたいと考えております。選者講評には、歌壇に山下源藏先生、俳壇には、星島野風先生をお願いしておりますので、どうぞ、短歌・俳句をどしどしお送り下さい。

随筆も、ご寄稿願います。

送り先

〒一五二

東京都目黒区自由が丘一

一三二一一一 横井 高雄

#### 執行上の問題について

# おける新会長挨拶



荻野弘康

つても過言ではあります。

次に、付加価値税の導入問題

ですが、非常に

してまいりましたが、衆議院通過の際に示した日税連最高幹部の状

勢判断の甘さは法対運動にも悪影響を与えています。

即ち、自ら参議院での反対運動の継続を放棄したものであり、全国の中小企業と税理士ひいては国民の信頼をも損なうものであります。

全国の税理士が、国民のための税理士制度づくりに立ち上ろうとする時、自己の職域擁護のみの立場から商法問題をとらえた日税連の態度は、税理士法改正の高邁な基本理念とも著しく反するものであります。

税理士制度づくりに立ち上ろうとする時、自己の職域擁護のみの立場から商法問題をとらえた日税連の態度は、税理士法改正の高邁な基本理念とも著しく反するものであります。

その他の中小企業をめぐる諸問題についても、税制は勿論のこと金融や財政等の関連諸分野に対する研究も積極的に行ない中小企業者の信頼に応えていかなければなりません。

全国各地の青年税理士が一堂に会するということはむずかしいことです、純粹に税理士制度の発展を願い、相互信頼と強い仲間意識のもとに積極的に法対活動に参加するという「青税意識」は、心と心の問題ですから、「時間」と「空白」を超えて昂揚することができます。

そして、「青税意識」という固い絆で結ばれた全国の青年税理士が、各地域で、単位税理士会・支那は沖縄から、北は北海道までの広い地域を全国青税連という一つの組織としてまとめていくのはなかなか大変なことですが、執行

の組織強化につながってくるのだと思います。

全国青税連の掲げている諸施策は、国民のための税理士制度を志向するものであるとの自負のもと

に、全国各地で積極的な日常活動を行なって貰いたいと思います。

非常に厳しい情勢の中で会長を選任されましたが、新役員の皆様と共に、一生懸命努めますので、会員

諸兄姉の絶大なる御支援をお願い申上げます。



(写真・右)と荻野新会長(左)

## 原稿募集

広報部では、今後、会報紙面を通じ、会員相互の親睦を図るため、趣味や紹介文等を掲載します。

皆様の中から「私の趣味」と題して、ご自分の趣味等のご投稿がいただければ、大変ありがとうございます。

それでも、会員仲間の中から推薦できる方がおられましたら、是非、ご一報下さい。

又、「わが友」と題して、皆様の友人の会員を、ご紹介願えれば、是非ご投稿下さい。

(広報部)

事業計画の中心的な柱である制度問題では、先ほど来の審議でもすでに御案内の如く、「商法改正案」が参議院の法務委員会の審議に付され、時々刻々大詰めを迎えるとしております。

われわれは、日税連の基本方針に添つて積極的に法対運動も支援

このたび全国青税連の第六代目の会長に選任されました東京青税連の荻野弘康です。

寺沢会長はじめ前役員の御労苦に対しまして心から感謝の意を表します。新執行部におきましても、前年までの業績を引継ぎ、本日承認されました事業計画の実現に全力を傾注しております。

国民に信頼される税理士に

事業計画の中心的な柱である制度問題では、先ほど来の審議でもすでに御案内の如く、「商法改正案」が参議院の法務委員会の審議に付され、時々刻々大詰めを迎えるとしております。

われわれは、日税連の基本方針に添つて積極的に法対運動も支援

してまいりましたが、衆議院通過の際に示した日税連最高幹部の状勢判断の甘さは法対運動にも悪影響を与えています。

即ち、自ら参議院での反対運動の継続を放棄したものであり、全国の中小企業と税理士ひいては国民の信頼をも損なうものであります。

全国の税理士が、国民のための税理士制度づくりに立ち上ろうとする時、自己の職域擁護のみの立場から商法問題をとらえた日税連の態度は、税理士法改正の高邁な基本理念とも著しく反するものであります。

税理士制度づくりに立ち上ろうとする時、自己の職域擁護のみの立場から商法問題をとらえた日税連の態度は、税理士法改正の高邁な基本理念とも著しく反するものであります。

その他の中小企業をめぐる諸問題についても、税制は勿論のこと金融や財政等の関連諸分野に対する研究も積極的に行ない中小企業者の信頼に応えていかなければなりません。

全国各地の青年税理士が一堂に会するということはむずかしいことです、純粹に税理士制度の発展を願い、相互信頼と強い仲間意識のもとに積極的に法対活動に参加するという「青税意識」は、心と心の問題ですから、「時間」と「空白」を超えて昂揚することができます。

そして、「青税意識」という固い絆で結ばれた全国の青年税理士が、各地域で、単位税理士会・支

部あるいは部会での日常活動を活発に行ない、青税会員ではない税理士からも信頼され、その中で組織

# 新部長・新委員長表明

# 本年度の事業計画遂行方針

執行部・組織確立の時期を迎える

## 自己犠牲は最少に

総務部長 唐木田明雄



総務部の基本的方針は、神奈川大会で承認された議案書にある、事業計画の具体化である。

全青税の活動は、周知の通りすべて会員の自己犠牲により果されている。組織の現状から云つて、止むを得ぬことではあるが、これを全面的に許容し、拡大を強いることは運動を衰弱させ、組織を破滅させる要因にもなつて非常に危険である。

そこで会務運営上、自己犠牲を

### 早期完納にご協力を

経理部長 後藤次仁



前年度は大変ご協力を賜わり、おかげで無事大任をはたせられ、会員各位に感謝いたしております。又、今回も、その任を仰せ付けられ、皆様に一層の早期完納にご協力を賜りますよう、お願ひ

## 研究部事業実施方針

会員の五百名増が目標とか、我が組織部も、これに応じ、新規登録者に限らず、既存団体加入地域の文書にて、部員の意見を取り纏め、九月に発行の予定です。

本年度は、会長の言を借りれば

又、各部の行事と連携し、出来る限り、組織活動を行なう予定です。今一度、皆様の御協力を御願い申し上げます。

## 会員増加と組織化に

組織部長 永井義勝  
全国青年税理士連盟  
普通預金 No. 173-4109  
499  
経理部長 後藤 次仁 宛



各地区別未加入者の把握に全力を注ぐ方針であります。皆様方の御協力を御願い申し上げます。

前組織部長より引継ぎました、全国各地の団体組織化見込地区とは極力連絡を取り、現地出向を積極的に、行なつて行きます。

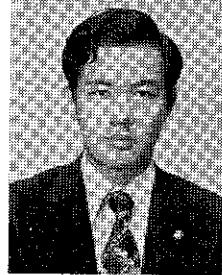
尚、各地のニュース等が有りましては、文書にて御連絡を願います。各地の情報並びに資料は、適当な場合は、文書にて御連絡を願います。各地の情報並びに資料は、適當な場合は、文書にて御連絡を願います。

尚、各地のニュース等が有りましては、文書にて御連絡を願います。各地の情報並びに資料は、適當な場合は、文書にて御連絡を願います。

します。

過去の実績からみますと、会員の納入状況は期末終了時につきま

す。よろしくご協力下さい。  
①振替口座 東京9-5281  
②三井銀行袋東口支店  
普通預金 No. 173-4109  
499  
経理部長 後藤 次仁 宛



## 事務所業務の改善を

業務改善部長 広瀬伸彦

事業計画によれば本年の研究部の仕事は、年二回のシンポジウムの開催である。シンポジウムにおいて重要なことは、そこで討議される研究テーマが、我々税理士にとって最も有用なものでなければならぬことである。そこで、この「テーマ」の決定については広く会員各位の御意見を求めるべきであるが時間の制約もあり、研究部の一部の者の考え方であるが、次の事柄を考えている。

第一回のシンポジウムにおいては「納税の義務と税理士の使命」をテーマとした。憲法三十一条には「納税の義務」の規定がある。

業務改善部の事業の目的は、事務所業務の改善に役立つ事案の調査研究を行ない会員諸兄にその資料を提供するものであると考えます。

事業計画書によれば

りこの条文は先般国税庁の発刊になる「税務調査の法律的知識」の中においても、真実発見主義・総額主義の立場に立つ、有力な理論的・法的根拠として用いられる。

我々税理士は納税者の代理人として、調査の事前通知の励行を要

求し、調査理由の開示を求め、争

点主義を主張しているが、これら

の税理士の税法主義にもとづ

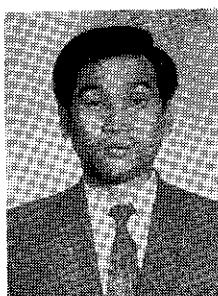
く納税者の権利、擁護の使命と、

この憲法三十条の関わり合いにつ

いて、一度掘り下げる研究する必

要があるのではないだろうか。

次に第二回目のシンポジウムは、代議員総会の機会に研究部が中心となり、各特別委員会において取り上げた、税理士界が当面する問題を、分科会に分かれて深く討議し、全体会議として総括する機会を持ちたいと考えている。



## 個人加入会員の参加を

厚生部長 大島敏雄

親睦強化を図る。

第二に慶弔規定を是非作りたい

と思います、日常会員相互の消息

がとく疎くなりがちなので、相

互扶助と共に、相互の交流の場に

したいと思います。

第三に同好クラブの運営を、数

多くするのではなくて、個人参加

の会員も参加出来る企画を一つで

も二つでも持らたいと思います。

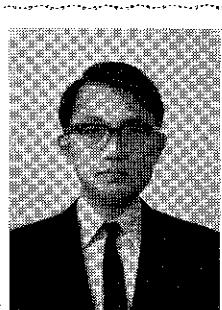
発展する全国青税の結束の為に

厚生部がお役に立つような活動を

して行きたいと思っております。

## 広報部の本年度の課題

広報部長 橋井高雄



今、全国青税にとって、最も必要なことは、会員全員が、全国青税の現状を充分に認識すること、及び、自由な発言を繰り広げ、組織

に関する問題を浮上させること、

これからの実現の為に、本年度の広報部は、その原点である独自性を貫き、年六回の会報発行を通じ組織の強化発展に全力を傾注したい

解が異なるにしても、目的を志向し共通の話し合いを続けること。

これらの実現の為に、本年度の広報部は、その原点である独自性を貫き、年六回の会報発行を通じ組織の強化発展に全力を傾注したい

解が異なるにしても、目的を志向

し共通の話し合いを続けること。

そのため、執行部からの説明・

発表は勿論のこと、執行部への意見・批判も理事会のみならず、会員の声を中心として、会報紙上で

大いに取り上げ、同時に会員の声の判断に役立つ資料を提供して組織に対する責務を遂行したいと思

います。

しかし、広報部の独自性が、決して独善性に陥らないように、厳

密に留意し、広報部への意見・批判

等は、理事会を通じ、又は文書にて受付け、真摯に検討し、文書又は会報紙上にて広報部の見解を表明し、会員の判断を仰ぎたいと思

います。  
最後に原稿の投稿やご依頼の件を始めとし、会員皆さんのご協力を願い致します。

## 石にかじりついても

### 改悪商法成立を阻止

商対委員長 湖東京至

「商法改正案」に反対し、これが国会で成立することを阻止することは全国青税連創立以来の重点方針であった。この重要な最終段階にあたり、我々商法対策特別委員会は、多くの先輩会員の残してくれた運動上の財産を引き継ぎ、当面延長国会での攻防に全力をそそがなくてはなるまい。

情勢は正に混こんとしており、成り、継続審議、廢案という三つの場合が考えられるが、我々は、真正面から、従来の方針通り、ぶつかっていく以外にない。

今や「商法改正案」は、単に税理士と公認会計士の職域争いといふことだけに止まらず、商事基本として、その本質的な対決点の面が大きくクローズアップされてきている。たとえば、親会社、子会社の問題、企業会計原則の修正による実質的な粉飾決算、累積投票

制度の廃止や中間配当の問題等による株主総会の形がい化、記帳義務の強化、監査と税務代理、などなど、これらはいずれも中小業者や労働組合、消費者団体や、公害闘争にとっても由々しき問題点なのである。

従つて現段階においてはすでに税理士会の反対運動」ということではなく、と全国民的視野にたつた反対運動へと変化しつつある。

こうした状況を充分ふまえながら、刻々變る情勢に機敏に対処し得る体制を作つていかなければならぬ。

改正は、全国税理士の最大公約数的意志として、納税者の権利擁護を基調とする国民的法改正として実現を期しているわけである。

全国青税連は、日税連を中心とした全国的運動の波の中で、独自の討議をしつつ一つの大きな推進力となって改正運動推進のため

に取組んでいく必要がある。

基本要綱に集約された税理士法改正は、全国税理士の最大公約数的意志として、納税者の権利擁護を基調とする国民的法改正として実現を期しているわけである。

全国青税連は、日税連を中心とした全国的運動の波の中で、独自の討議をしつつ一つの大きな推進力となって改正運動推進のため

に取組んでいく必要がある。

これが日税連が、「基本要綱」を発表から法改正早期実現のための具体的活動が停滞していることを、一般会員の法改正運動への意

識の高揚を促すため、また、議員立法が、政府提案かの二者択一的

結論を出すべき時期ではないとし

ながらも、国会における政府側答

弁の消極性から考慮して、法改正

が政府提案では不可能との見地か

ら、日税連が議員立法を強力にお

しすするよう要求すべく、下か

らの声としての署名運動を展開し

たのである。48年6月15日までの

取りまとめ数は、一八三一通(う

ち青税会員八三三回回収率四九

%)になつておらず、回収の手続的

な面で低迷している状態である。

今年度は取りまとめ先の変更にと

もなう部分的整理をして、署名運

動の拡大をし、しかも早期に取り

まとめを完了したいと考えである。

なお、この署名の日税連への提

出時期と方法等については、今後

## 税理士法改正推進の土俵固めから始めよう!!

税対委員長 久保田秀雄



れる文書等について、我々の目で確めていく必要がある。

②署名運動の拡大、促進、取りまとめ。

税理士法改正促進のための署名運動は47年11月から実施され、本年度に引き続き実施していくこうとするものである。

これは日税連が、「基本要綱」

を発表から法改正早期実現のため

の具体的活動が停滞しているこ

と。一般会員の法改正運動への意

識の高揚を促すため、また、議員

立法が、政府提案かの二者択一的

結論を出すべき時期ではないとし

ながらも、国会における政府側答

弁の消極性から考慮して、法改正

が政府提案では不可能との見地か

ら、日税連が議員立法を強力にお

しすするよう要求すべく、下か

らの声としての署名運動を展開し

たのである。48年6月15日までの

取りまとめ数は、一八三一通(う

ち青税会員八三三回回収率四九

%)になつておらず、回収の手続的

な面で低迷している状態である。

今年度は取りまとめ先の変更にと

もなう部分的整理をして、署名運

動の拡大をし、しかも早期に取り

まとめを完了したいと考えである。

なお、この署名の日税連への提

出時期と方法等については、今後

の委員会、理事会で決めていきた  
い。  
 ③「税理士法改正20億基金」の  
具体的な積立方法検討と実施  
税理士法改正は、決して金銭的な  
なものだけで実現でき得るもので  
はない。しかし、法改正運動が、  
長期の日時と多大の費用を必要と  
することは誰にも理解できること  
である。国民的レベルの法改正の  
ためには、全国会員の力を集め  
なければ到底達成できるものでは  
ない。そのためには我々の時間と  
財政的負担も覚悟しなければなら  
ない。

青税会員が、率先して苦しいサ  
イフの中から、少額でもよいから  
積立をし、法改正運動の資金的用  
意をしておこうとするものであ  
る。

具体的な積立方法については、各  
単位会また地域の状況によって考  
慮されようが、一定の方向づけに  
ついての検討をし、実施促進をし  
ていきたい。

基金の使用方法についても、こ  
れから充分討議していく必要があ  
る。

④法改正実現のため日税連への  
働きかけ。

法改正に対する全国青税連の立  
場は、日税連の運動に協力し、そ  
の運動を強力に推進しめること  
にある。

商法改悪反対運動の過程にみる  
ごとく、日税連主導部の行動には  
時々奇怪な状況が繰り広げられる。  
日税連の法改正運動計画と実践  
についても、充分な認識をし、そ  
の方向について確めつつ協力して  
いく必要がある。

本年度は、日税連関係担当副会  
長（金子秀夫）も誕生したし、法  
改正についての日税連の方向を注  
視していきたい。

⑤各国税理士制度の比較検討。

法改正の側面の一つとして、各  
国税理士制度を比較研究してお  
く必要がある。これまでに国内で  
出版等されている文献資料により  
比較研究資料を作つてみたい。

時間と能力が許せば、海外へ  
「税理士制度視察団」の派遣を計  
画して各国の税理士制度を視察し  
たいと思っている。

前委員長岩田克夫氏が団長とし  
て、「ヨーロッパ視察報告書」を  
発行され、その内容は、多方面か  
ら資料収集され、又実際に行われ  
ている各国の実態を紹介されてい  
るので、これに基づいて理論的研究  
を検討し、関係者、特に納税者一  
員会による「付加価値税対策特別委  
員会」によって、税理士制度の部分  
的視察があり、報告書も作成され  
たが、今年度は、税理士制度を中心  
に、付加価値税制の補足的視察  
も含めて計画してみたい。

最後に、法対策特別委員会の審  
議方法については、委員がそれぞ  
れされたこの委員会は、青税らし  
い。

われわれが、国民の為の税理士

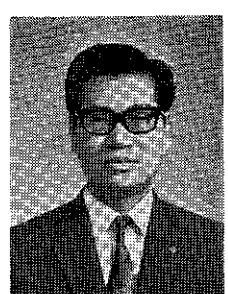
れ遠隔地のため、一堂に集まるの  
が困難であり、理事会開催日にも  
充分な委員の出席は望めないので  
ある。

問題提起をした書面による審議を  
していきたいと思っている。

制度を志向する限りにおいて、税  
制もまた国民の為の税制でなけれ  
ばならない。すなわち憲法に保障  
された基本的人権を擁護するため  
の税制の確立をこそ、当委員会の  
視点としたい。

## 広く納税者に知らせよう

付加価値税対委員長  
後藤 次仁



前委員長岩田克夫氏が団長とし  
て、「ヨーロッパ視察報告書」を  
発行され、その内容は、多方面か  
ら資料収集され、又実際に行われ  
ている各国の実態を紹介されてい  
るので、これに基づいて理論的研究  
を検討し、関係者、特に納税者一  
員会による「付加価値税対策特別委  
員会」によって、税理士制度の部分  
的視察があり、報告書も作成され  
たが、今年度は、税理士制度を中心  
に、付加価値税制の補足的視察  
も含めて計画してみたい。

## 税制審議会の方針

税制審議委員長 大西耕三郎

税制についての矛盾は、数え  
ればきりのないほどであるが、基  
本的な視点が確立していないければ  
いくら審議をしても無意味である  
い。



## 「中小企業対策特別委員会」

### 事業計画



中小企業  
対策委員長 勝部 慶次

税理士制度と中小企業対策の関連は、税理士制度の根幹に触れる問題でありまして極めて重要な対策の一つであり誠に責任の重大性を痛感する次第であります。

本対策はとくに税理士の犠牲の上にその基盤を有するかの如き認識程度であります。がそのような一面も有することは否定しませんが又反面に於てこの対策こそ税理士の社会的機能の具現に寄与する唯一の方法であります。

本年度は特に(1)小企業納税者の税務指導に関する検討を行ない、(2)中小企業に関する税制金融財政等の関連諸分野についての検討を行うこと、を基本計画と致しまして、まず全国各地域に於ける小企業納税者に対する税務指導は如何になされているかについて実体の把握を行い今後これに対処して行く所存であります。中小企業対策關係で処理すれば七構成員の

につきましては我々税理士の職域性からしても社会的使命からしてもおろそかにすべきものでなく税理士制度の強化及び税理士制度の普及等々の問題を有し本質を究明しなければならないことが多々あります。

何と致しましても今後とも各会員の御協力が必要でありますので宜しく御理解いただきまますよう御願い申上げます。

### 現状に適合した規約の改正を

規約審議委員長  
奥田普士

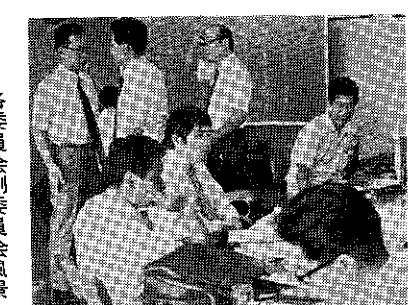
(1)団体の基準は現状のままでよいか。

(2)個人加入会員の代議員選出基準は現状のままでよいか。

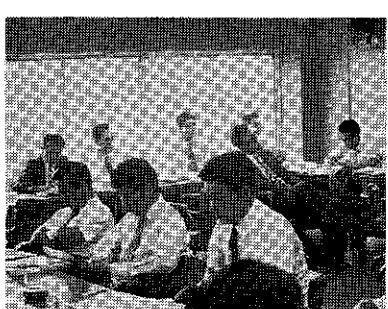
(3)役員選任に関する規定の必要はないか。

「規則がないから」とは、よく聞かれる言葉である。しかし、規則・規約などどものは、所詮、組織における約束事に過ぎない。たまたま書いてない部分があるればご提示下さい。

されば、組織構成員の良識と信頼



第一回理事会風景



第一回理事会風景

### 第一回理事会開催される

新執行部における第一回理事会

は、理事会の審議時間の制約から続続検討することで、今回は結論に至らなかった。

が、八月二日午後一時より、名古屋税理士会館において、奥田副

会長の司会で開催された。

最初に、特別委員会の委員選任の件について審議し、各委員長及び委員の選任を決定した。(委員名簿別掲)

会長の司会で開催された。

尚、第七回代議員総会は東京担当に決定し、八月十五日まで代議員推選の決定があった。

尚、第七回代議員総会は東京担当に決定し、八月十五日まで代議員推選の決定があった。

最後に、第二回理事会は九月六日、東京税理士会館にて開催することにて、第一回理事会は終了した。

統いて、事業計画の具体的なスケジュールの審議に入つたが、それに先づて、各部別部会、及び各委員会別委員会を開催し、その後各部報告、各委員会報告を行い、それぞれのスケジュールは承認可決された。

次に、会員の声を反映・吸収す

るに必要な機関設置の件について

は、理事会の審議時間の制約から続続検討することで、今回は結論に至らなかった。

引き続き、第六回代議員総会の結果報告があり、承認を受けた。

が、今後、緊急事態発生の場合

は、直ちに緊急理事会を開き、再

討議することにて、今後の情勢を

見守ることになった。

尚、第七回代議員総会は東京担当に決定し、八月十五日まで代議員推選の決定があった。

最後に、第二回理事会は九月六日、東京税理士会館にて開催することにて、第一回理事会は終了した。

統いて、事業計画の具体的なスケ

ジュールの審議に入つたが、それ

に先づて、各部別部会、及び各

委員会別委員会を開催し、その後

各部報告、各委員会報告を行い、

それぞれのスケジュールは承認可

決された。

新執行部の誕生とともに各部、各委員会でそれぞれ積極的に事業活動に入る。

いまだ協議体的性格も強い全国青税連であるが全国各地に散在する個人会員を含めて一八〇〇名弱に伸長し、組織運営の有効適切な機能充実を望まれている。

各部、各委員会をスマーズに執行する執行機関たる理事会も報告検討会的性質を脱皮し、会員の増加とともに会員の望む方向、位置づけも真剣に検討する段階にきていると思う。

しかばばその有効な発展をおもんばかりて組織論上思考するに、会員（個人会員、団体会員）と執行部とのコミュニケーションがとにかく重要性をおびていると考える。

今回承認を受けた事業計画案の中にも(1)納税者の権利を擁護し、税理士制度の発展に全力を傾注し(2)会務運営を機能化して運動の拡大と充実を図る(3)日税連の民主的運営と建設的運動を促すため、積

第六回定期代議員総会も終り、新執行部の誕生とともに各部、各委員会でそれぞれ積極的に事業活動に入る。

いまだ協議体的性格も強い全国青税連であるが全国各地に散在する個人会員を含めて一八〇〇名弱に伸長し、組織運営の有効適切な機能充実を望まれている。

各部、各委員会をスマーズに執

行する執行機関たる理事会も報告検討会的性質を脱皮し、会員の増加とともに会員の望む方向、位置づけも真剣に検討する段階にきている。

会務運営の機能化、充実、迅速性を図る手段方法を講ずることは勿論必要不可欠の要因であるが、執行部と会員のコミュニケーションを組織運営上どう結びつけるかが最も重要な問題である。

そこで会員とのコミュニケーションは、必ずしも、その広報の対外、対内の重要性を認識するに全国各地に散在する会員のうちから、各県に2~3名の通信連絡員を配置、各地からの情報を的確にレポートし、その生きた会員のことを考えることにも重要な意味があり、意義がある。

まず会員とのコミュニケーションを重点活動に考えるべきでないかと思うが、いかがだろう。

すなわち会員一人一人に個人コミュニケーションをシステム的に

## 会員と執行部の早急な設置を望むことから――

実施する手段、方法としてマン・ツー・マン方式をとることはどうだろう。まず語る、聞くの対話システムを組織上考えることである。まず語る、聞くの対話シ

スームを組織上考えることである。ツー・ウェイ・コミュニケーションを忠実に実行するということである。まず語る、聞くの対話システムを組織上考えることである。

会員の創意を吸収する機械的機関が必要である。

## 企画機関の早急な設置を望む

本年度の事業計画の重点基本方針において承認されているように本連盟の企画立案に資するために必要な機関の設置は、是非早急に望まれる。

当連盟の事業方針は、総会において決定されているのであるから執行部は、その方針に基づき、会務運営上の執行審議機関である理事会において、執行上の検討決定してゆけば、こと足りるものではあるが、理事会は、残念ながら、且つ不本意ながら、必ずしも、その付託にこだわられる程に、万全な機能を、それ自体には現状では保持していないのである。

これは、単に理事会それ自体の本質的な欠陥によるものではないのであるが、理事会を構成する理事は、各部、各委員会に所属し、それぞれの各部、各委員会では、その事業計画に基づき、それぞれのベストの方策を打出来ていることも当然のことであるから、他の部や委員会の問題に関しては、そ

の所轄担当理事の意見を重じることは、当然のことである。

もし、その決定方針に反対することができれば、それは巨視的な問題が関連している場合が、その殆どであり、単に特定の部や委員会のみでは解決しない問題が絡んでいる場合であり、それらの問題が絡んでいた場合でも、

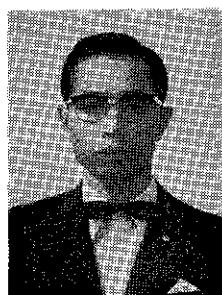
その絡み具合を明解にするには、非常に長時間の検討と、各部・各委員会の相互の調整が必要であり、

時間上の制限のある理事会審議時間中には結論を出し得ない場合が多く、どうしても結論を出すとなれば次善の策以下の結論で收拾せざるを得ない。

従って、充分に理事会で討議を

要する問題は、まず企画室にて、前もって討論を重ねておき、現在の組織上の調整の問題とか、将来の運営上の布石など、会長の諮問機関として充分に活用し、会長の執行方針への、効率的適確性を見

い出すべきであらうと思ふ。



私  
は全国青税連会報第十九号  
(昭和四十八年一月二十五日付)で  
広報部より依頼されて、前会長の

◇会報第十九号の経緯◇

立場から「あえて苦言を呈す」—  
眞の発展を祈念して—と題して、  
執行部に意見を申し述べた。今で  
こそ発表出来ることであるが、当  
時の押久保前広報部長のはかりし  
批判的意見を求めるには大きい  
ない悩みは、当人でないと理解  
できないものであった。彼は広報

部長という執行部の要職にあり、  
全国に居る個人加入会員には、影  
響も大きいだろうしその点はどう  
考へているのか、前会長が批判し

東京 村田 昭

『署名運動は即刻中止して  
再検討せよ』

一般に、会報の主目的を、その発行機関たる執行部の伝達機関と解し、執行部自身への批判は筋違いであるとの考え方もあるが、これは広報部の独自性と理事としての役割を同一視する見解より生じるものであり、広報部の本質的目的は、会員が真に懸念する事柄を、会員全体の問題として提起することにある。

広報部は、前述の目的より、当連盟の諸問題を会員の立場からういとを当てる企画を採り上げ、東京の村田昭会員に、執筆を依頼し以下に掲載する。

(広報部)

# 日 本 青 年 税 連 盟 強 化 へ の 提 言

広報部は、組織の発展強化は、執行部と会員が、常時、一本化し当面の諸問題に立ち向ってゆかなければ、到底達成できるものではないと考えている。

一般に、会報の主目的を、その発行機関たる執行部の伝達機関と解し、執行部自身への批判は筋違いであるとの考え方もあるが、これは広報部の独自性と理事としての役割を同一視する見解より生じるものであり、広報部の本質的目的は、会員が真に懸念する事柄を、会員全体の問題として提起することにある。

広報部は、前述の目的より、当連盟の諸問題を会員の立場からういとを当てる企画を採り上げ、東京の村田昭会員に、執筆を依頼し以下に掲載する。

りとなるであろう。何んとかして歎止めをかける必要がある。一般会員の声なき声を代弁する形で、あくまでも前会長の立場から一般会員を代表して書いてくれ。そして、泥をかぶる様なことがあるかもしれないが……。」との電話連絡を受けた時には、彼の並々ならぬ決意をひしひしと感じとったのであった。押久保前広報部長から云われるまでもなく、私も、数々の執行部の在り方について、好みの報告を受けていたし、「执行部は何を考えているのか、何をしようとしているのか。」と考えていたので、この際、はつきり具体的例を上げて物申してみようとしたのであった。それによつて反省の色すらなければ、全国青税連の魅力は半減すると思った。

原稿を書く前に二、三の副会長、部長を含む執行部の役員に執筆するに当つて意見を求めてそれを参考にしたものであり、原稿を提出して、未だ広報部の常任編集委員会にかける前に、圧力によるようになつた。彼は責任をとつて辞任するように判つた。

彼にすれば後で聞いたことで、行後は、色んな反応があつた「書いた方も勇気がいるが、広報部の勇気もたいしたものだ。」「あの内容が本当なら、大問題だ。」「署名運動と付加価値税については全く同意見だ。」「東南アジア旅行のパンフレットが送られてきた時に、一体何を執行部は考えているのかと思っていた。」「あの原稿をみて嬉しかった。」「商法改悪反対運動を本気になつてやる決意がないのだろう。」「署名運動についての村田意見は理事会では死角であった。なるほどと思う」「署名運動は、全国で決定したのではなく、全国青税連か

原稿を書く前に二、三の副会長、部長を含む執行部の役員に執筆するに当つて意見を求めてそれを参考にしたものであり、原稿を提出して、未だ広報部の常任編集委員会にかける前に、圧力によるようになつた。彼は責任をとつて辞任するように判つた。

彼にすれば後で聞いたことで、行後は、色んな反応があつた「書いた方も勇気がいるが、広報部の勇気もたいしたものだ。」「あの内容が本当なら、大問題だ。」「署名運動と付加価値税については全く同意見だ。」「東南アジア旅行のパンフレットが送られてきた時に、一体何を執行部は考えているのかと思っていた。」「あの原稿をみて嬉しかった。」「商法改悪反対運動を本気になつてやる決意がないのだろう。」「署名運動についての村田意見は理事会では死角であった。なるほどと思う」「署名運動は、全国で決

たらだめだ。」と、なかには、私の原稿を読んでもいいのに電話してくる状態であった。常任編集委員会では、掲載するか否かで議論が、たたかわされたそうで、反対論は、この原稿を発表すると、分裂するとの意見もあつたらしく。結局は、会長、部長に一任となつたが、広報部長からは「文言の修正をしてほしい。」との電話連絡があり、午前四時近くまでかかって、妥協すべき点は表現を弱めて訂正したのが、あの原稿である。広報部長は「発行差止め」になる可能性も考慮して、最悪の場合には理事全員に広報部長の責任で配付しようとの決意から準備までした。彼は責任をとつて辞任しようとの覚悟までしての、勇気ある行動であった事実は、手によるようになつた。

◇発行後の反響◇

発行後は、色んな反応があつた「書いた方も勇気がいるが、広報部の勇気もたいしたものだ。」「あの内容が本当なら、大問題だ。」「署名運動と付加価値税については全く同意見だ。」「東南

アジア旅行のパンフレットが送られてきた時に、一体何を執行部は考えているのかと思っていた。」「あの原稿をみて嬉しかった。」「商法改悪反対運動を本気になつてやる決意がないのだろう。」「署名運動についての村田意見は理事会では死角であった。なるほどと思う」「署名運動は、全国で決

ら要請されているにすぎない」等々の反応があり、広報部長にもこのことを報告したのである。その後、荻野前総務部長とも話しあつたが、「村田論文に答える」という形で回答を何んらかの形で出して收拾することになつたが、とうとう何んの反応もなかつた。ある地方の会員は「完全に無視されたのですよ。」と云つていたし私自身も無視されたと判断している。執行部の中で、最大限の努力をしてくれた役員もいたが、「前向きの姿勢で対処する。」との言葉のみで、何んら具体策はでてこなかつたし、反論さえもなかつた。

◇あえてベンを執った理由◆

〔私〕は何故に、あの原稿を書いたかを付記しておこう。

第五回定期代議員総会の大余宣言のトップに「商法改悪案の国会上程を阻止」を採択し、過去数年間にわたつて税理士法改正運動の前哨戦であるとの認識から、全力を上げて努力してきたし、その為にも会員を一名でもふやして、全国各地から参加している全国青税連に成長させて、日税連に少しでも我々の意見を反映させる為の力をつけることに集中したのである。

◇付加価値税問題の展開◆

付 加価値税について、反対のための諸活動的具体的検討を行うことになつていて、検討のワクをはみだして、全国青税連が最大の使命であり、最終決着の年に実行してしまつた。今もって理解できないのは、どんな理由で、あの時期を選んだのか判らないくらいだ。署名運動にしても、検討のワクをはみ出して実行してしまつた。議案書には「検討」ということになつて、過去数年間で述べた諸理由から、何んらかの形で、全会員に訴える方法で、そして、責任をとるために特に原稿という形で発表し、直接、間接に歯止めをかけようと考えたのである。

私は云わせれば、昨年、一五〇

万円もの資金カンパをし、全国の税理士会の会員に文書を発送して凍結しても、全国青税連の精力を商法改悪反対運動一本に向けるべきであったのに、東南アジアの親睦旅行を企画して中止したり、付加価値税欧州視察団を全国青税連の旗の下に実行したり、署名運動を展開したり、一体、何を考えているのかと思われるような行事をやつた。

◇付加価値税問題の展開◆

付 加価値税について、反対のための諸活動的具体的検討を行なうことになつていて、検討のワクをはみだして、全国青税連が最大の使命であり、最終決着の年に実行してしまつた。今もって理解できないのは、どんな理由で、あの時期を選んだのか判らないくらいだ。署名運動にしても、検討のワクをはみ出して実行してしまつた。議案書には「検討」ということになつて、過去数年間で述べた諸理由から、何んらかの形で、全会員に訴える方法で、そして、責任をとるために特に原稿という形で発表し、直接、間接に歯止めをかけようと考えたのである。

◇商法改悪反対運動の展開◆

特 に、今年度は、全国の税理士会の会員と日税連の最高執行部に対して強力な訴えかけを昨年以上強力に行なうことがなければ、日税連の正副主席会長が割れることは予想できたのである。それこそ、全国青税連が街頭に出で、国民に向つて全国的規模で訴える必要があつたであろう。そして、我々だけでは意味がない。如何にして組織化していくのかを考えるべし。

◇原点に立戻つて◆

〔私〕は再度、十九号に発表した原点に戻して、全国青税連の発展の急に一会员として、これから筆を進めていきたい。会報という会員意見の交流の場を通じて、意見の交換をし、全会員が全国青税連の存在価値を考えてもらいたいと思つてゐる。全国青税連は特定の役員の所有物ではなく、会員の所有物なのである。会員の声が、どこにあるかを適確に把握してその具現化してこそ会員にこたえることになるのである。

◇署名運動について◆

ま ず、署名運動について述べよう。議員立法に関する署名運動は今年も続行されることになつた。一月三十一日締切としていたのを、引き延ばしに延ばして、とうとう一回も執行部から中間報告なしに、総会の議案書に実績報告として発表されている。この中には、鹿児島や埼玉は問題があるので、鹿児島や埼玉は問題があるので、鹿児島は二回にわたり鹿児島の会長あづかりとするから返却してほしいと総会前に申し入れてあるのを無視して発表してしまつた荻野

ある役員が「全国青税連は正副会長の間で意思統一」が出来ていないうらしく、バラバラの感がある。

歩してこそ意味があるのである。我々の環境は超スピードで悪化しているのは現実だし、それに見合いでいるだけの組織の力をつける努力をし、全国的次元で全てを判断して協議したり、人の意見をただ聞くだけでは意味がない。如何にして組織で行動するには最大効果をねらうべきである。時々集つて協議したり、人の意見をただ聞くだけでは意味がない。如何にして組織化していくのかを考えるべきである。

前総務部長は「私はただ預つてゐるだけだから……。」と話しておきながら、新会長に就任しても今まで何の連絡もない。それはそれとして、一月三十一日の大切日を、どんな理由で何回も何回も延期したのか、その理由も発表されていらないし、その間、日税連にどんなアプローチをしたのか、その具体的な説明をしていない。

**[一]** 一月三十一日の締切に間に合うように懸命に努力した青税連の会員に何と弁解するのか、それ以上に問題なのは、青税連会員外にまで署名をお願いしておきながら、何人の事後的説明もないのは無責任すぎる。署名をお願いして一般会員にまで呼びかけて書いてもらった青税連の会員は、説明するのに苦慮することだろう。

**[二]** 一、総会で発表された実績の数字は対外的にはマイナスの効果しかなかつたと思う。青税連の会員でさえも半数も集まつていてないことを、公表してしまったのだから、全国青税連が、如何に力がないかを公表したことになる。私は執行部の努力不足を評価しているのであるが対外的には、

青税連でさえも議員立法に賛成している会員が非常に少ないではないか」と受けとれても仕方あるまい。総会の議案書の三〇頁の八行目に「さらに一般会員の法改正運動に対する意識の高まりもみられない情勢に対処するため、法改正運動も具体的に開始するよう署名運動をおこした。この運動を通じて会員の参加意識を喚起し、強力な原動力にまで止揚して、日税連がすみやかに実践的運動をおしきるよう要求するのが目的である」と述べてある。ところが「税理士法改正運動の現況」なる文書には、「一言も、一般会員の法改正への低意識に対処することは述べられていない。ある役員に聞かれたところ、「会員の意識を署名運動を通じて高揚させるのだ。」と耳にしたことがあるが私に云わせると、会員を馬鹿にした発言であると思う。一般会員とは青税連の会員以外の各税理士会の会員のことであるが、青税連の会員でさえも半数にも満たない署名簿しか集つていないのではないか。それが延ばしに延ばしての結果だ。

何が一般会員に法改正運動に対する意識が低いことを物語っているのではなく、執行部の怠慢を物語っているのであるが対外的には、

**[一]** 片の紙切れを送りつけるだけで、意識を高めようと思つてゐるのだろうか。それならもつと別な方法を考えるべきだ。二万有余の税理士が強い法改正への熱望があるからこそ、「基本要綱」が日本税連段階でまとまつたものではなかろうか。一般会員の意識がないことが正ならば、どうして全国青税連の最高執行部の役員が税連段階でまとまつたものではなかろうか。一般会員の意識がないことが正ならば、どうして

全国の税理士を訪問して口頭で訴えつた対話をしながら実行しないのか。ただの紙片一つを送つて署名してくれだけで一般会員の意識を高揚できるのであらうか。今回

の発表をみて、青税連の会員でさえも、あの程度ではないかといふ

評価を下されても仕方あるまいがこの数字だけで、低意識だとは思

はないし、青税連に入会していること、それ自体が一刻も早く法改正を実現したいという意識の表明なのだ。

**[二]** 私は今報十九号で述べたように即ち「私は、現在、考え方で

実施されている署名運動の方法をとるのには反対であるし、まかり

まちがえば全国青税連にとつてマ

イナスとなる可能性性はあるので

はないか。」と述べた。

本來ならば、一月三十一日付で切ることが出来ない理由があ

ったのならば、中間発表をし、その理由を説明するのが、執行部の誠意であるし、当然の責任でもある。今夏、地方を廻つてみたが

「例の署名簿を出したが、その後

どうなつてゐるのですか。執行部

からは、何の反応もないが、ここ

まで遅れてしまつたら、意味がないのではないか。」と耳にした。

その間、日税連に署名運動をバッ

クにして如何なる具体的なアプローチをしたのか皆目、判らないし、

その間、日税連幹部との懇談会の席上

署名運動をバックにしての議員立法の強力な要請など一ことも出な

かったとのことだ。「現況」なる文書には「日税連が議員立法を強

力におしすすめるよう要求し、この署名運動を行なうもの」と公言

しているのに、執行部が予定している実績数が達成されるまでは、

何も日税連に要求しないのか。日税連を動かそうとするならば、二

万有余の過半数以上は絶対的必要条件である。執行部はどんな努力をし、今後どんな努力をするのかと問いたい。

**[三]** 執行部が予定している実績数字が集つたとしても、ただ単に、

日税連会長に提出するだけでは、

誰の意味もない。日税連を動かす

ことと署名簿を提出することと

は一致しないのである。

私ははあるが会報十九号にも書いた様に、そもそも署名運動は組織のない人々が個々の意思を集約して目的達成の手段とするこ

とあるし、署名簿を一定数まで集めることを目的とした署名運動と

は本質的に異なる。我々は税理士法改正を我々の理想像まで達成させ

るまで運動しなければならないからこそ全国青税連の今日的意義が

あるし、全国青税連の存在をより強化することこそが、法改正への近道と判断し、各種の会務をその時代にマッチした方法で行ってきたのではないのか。その為にも、組織拡大には全力を投入したし、団体結成への努力もした。こうい

う運動は何を目的にしていたかと云ふと、日税連への発言力を強めそれが法改正への近道と判断して

のことであつたのだ。いくら調子のよいことを口にしても、口にするだけなら意味がない。

**[四]** 政府提案では話にならないので議員立法による法改正を日税連に要求するとのことであるが、議員立法といつても「議員提案」では意味がないし、現下の自民党政治の現実を考えた場合、議員提案による立法化は結局は自民党議

員の動向如何が議員立法化には大きく左右する。ということは、政府提案と本質的には同じことになるだろうし、現実の政治体制を直視しないと、現実から浮き上った机上の空論になってしまふ。議員立法を叫ぶならば、議員立法を行なうにあたつての具体的方策を現実の政治体制を充分前提においていた方論を提案しつつ日税連にアプローチしなければ、とてもじゃないが日税連を前向きに動かすだけの力とはならない。それ故に執行部が本気になって考へてゐるのなら議員立法化への総合的具体的プランを慎重に検討して会員にも日税連にも提案するべきである。

と、ある役員から聞いたことがあ  
るがこの考えは弁解にすぎないし  
会員はついてくるわけはない。

に検討して、その結果を全国の会員に訴えて運動するべきである。

執行部あづかりの形にして、会員にも説明したらどうか。

議題は最初、商法対策について  
商对委員長湖東君より説明があつ  
た後、平山君より国民大会につい

題も一応收拾されたし、全國青税連が急ぎなければならぬ大きな目的は、①日税連の改革運動と  
②法改正運動に分けられると思うから本気になつて署名運動を行つて、二万有余の全会員を訪問する決心を執行部がしているのならばそれなりの執行部体制をし強化して、二万有余の全会員を訪問する位の覚悟をし猛運動を展開してこそ実効は上るといふもの。うち出した運動であるし、引っこめることは出来ないと云うならその位の覚悟をするべきである。その前に、全国青税連で「議員立法化推進の為の総合的具体策」を慎重に、

のままでは、今後、全国青税連が税理士法改正を叫ぶときには署名運動の実績がマイナス的作用をするだろう。  
そこで提案であるが、中止することのが不可能ならば、この辺で一旦再検討する為に中断してみて「議員立法化推進のための総合的具体策」を検討してみてはどうか。

今からでも「総合企画室」を設置して、まずこの署名運動を再検討してみたらどうであろうか。

一八月二十五日記――

(次号につづく)

第一回理事会  
開催される

九月六日、東京税理士会館において、午後一時三〇分より、第一回理事会が、金子秀夫副会長の司会により開催された。

(写真・第二回理事会風景)  
続いて、司会を大西耕三郎副会長に引継ぎ、各部・各委員会報告を行い、各部の活動状況や、今後の予定について検討を加えた。  
最後に、組織拡大の状況報告について、会長より、現在の組織拡大について、各地の動きなど説明があり、雨一時中断の東京での理事会は終了した。  
尚、第三回理事会は十一月十七日に開催の予定である。

員の動向如何が議員立法化には大きく左右する。ということは、政府提案と本質的には同じことになるだろうし、現実の政治体制を直視しないと、現実から浮き上った机上の空論になってしまふ。議員立法を叫ぶならば、議員立法を行いうにあたつての具体的方策を現実の政治体制を充分前提においていた方論を提案しつつ日税連にアプローチしなければ、とてもじゃないのが日税連を前向きに動かすだけの力とはならない。それ故に執行部が本気になって考へているのなら議員立法化への総合的具体的プランを慎重に検討して会員にも日税連にも提案するべきである。

と、ある役員から聞いたことがあ  
るがこの考えは弁解にすぎないし  
会員はついてくるわけはない。  
**全** 国青税連が企画して実行し  
ている署名運動が完遂しない間は  
税理士法改正の要望を日税連に迫  
つてみても説得力がないばかりか  
日税連から「青税の会員以外にま  
で呼びかけていた署名運動は、そ  
の後どうなっているのか。議員立  
法的具体の方策があるのか。議員  
立法で改正せよという会員は何名  
いるのか。少なくとも、過半数ぐ  
らい集めて持つてこい。」と反論  
されたら、何んと答えるつもりな  
のか。

に検討して、その結果を全国の会員に訴えて運動するべきである。それには青税連の会員全てが、この運動展開に参加して動けるような準備体制をまず確立することも先決である。その為には、現在行なわれている一片の紙切れを送つて、ただ書いてもらうという消極的な運動は中止して、この時期に再検討するべきと思っている。

今　までの運動をただ漠然と行っていたら、全国青税連は大きなジレンマに足をつっ込み、首をしめる」とにならう。

何事につけて、やるならやるで本気で対処するべきで思い付きの発想では失敗に終るし、一つの失

執行部あづかりの形にして、会員にも説明したらどうか。

## 第二回理事會開催される



(写真・第二回理事会風景)

## 新執行部・組織拡大に努力

岩手県の懇談会の翌日、青森県を訪問することになった。

速報を求むとの事であった。

(熊本県) 平山東京青税連会長

反対運動を展開して欲しい旨の要望がなされた。

定時代議員総会も終わり、新執行部がスタートしたが、事業計画では前年度に引き継ぎ組織拡大を重視方針の一として掲げ、会員の増加と組織強化に積極的に取組むことをとしている。

八月二日の第一回理事会で、組織拡大推進委員会の委員も決まり本格的に活動を開始した。八月中旬に、岩手県・青森県・熊本県などを訪問することとして、各地の会員と連絡をとり、その実現を計った。

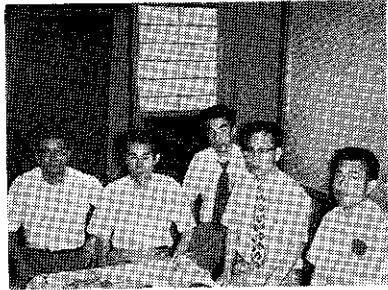
(岩手県) 萩野会長・唐木田総務部長

八月十七日盛岡市の西川事務所にて、全青税へ加入した新入会員との懇談会を開催した。

一・業務改善問題など相互に意見の交換を行い、理解を深め合うことができた。

(青森県) 萩野会長・西川副会長・唐木田総務部長

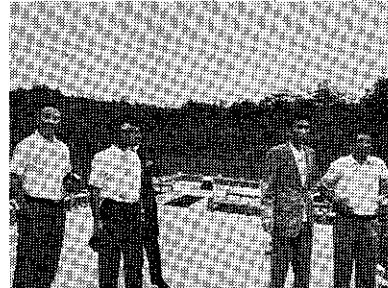
二・業務改善問題など相互に意見の交換を行い、理解を深め合うことなどができた。



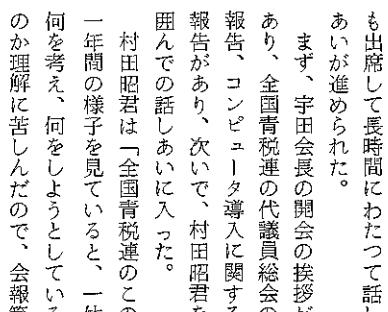
写真・岩手県懇談会風景



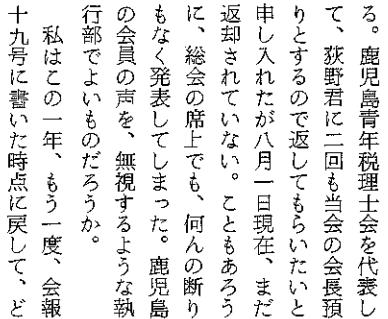
写真・青森県懇談会風景



写真・青森県懇談会風景



写真・青森県懇談会風景



写真・青森県懇談会風景

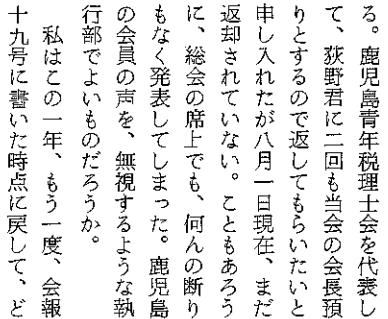
(熊本県) 平山東京青税連会長

組織拡大では、十一月団体加入を目標に六名の会員から二十名まで増強したいとの事で、鹿児島青税に統いて、熊本青年税理士クラブの結成へ向うこととなつた。あとは団体加入のためのクラブ結成や規約の作成を残すのみとなり、東北地方での全青税活動の将来は極めて期待が大きくなつた。懇談会は、西川副会長を座長として進められ、友好裡に深夜にまで熱心に話合いが行われた。

制度問題・税法・コンピュータについて、全青税へ加入した新入会員との懇談会を開催した。

八月十七日熊本市の郵便貯金会館にて、懇談会を開催した。

当日は、会員三名、未入会員三名計六名が集まり、午後六時より九時まで熱心に話合いが行なわれた。商法・税理士法・付加価値税・組織拡大などを関心が強く、とにかく商法問題では、付則による修正案に強い不満を示し、今後とも



写真・青森県懇談会風景

懇談会では、制度・税法・コンピューター・業務改善問題に意見の交換を行なつた。

岩手・青森と東北地方に強力な組織がつくれられていく。

とくに制度問題では、情報が不足しているので、連盟本部よりの

例会を八月十日(金)午後一時より鹿児島県産業会館にある県支部理士会館で開催した。

当日は、全国青税連の元会長であり当会の会員でもある村田昭君も出席して長時間にわたつて話し合が進められた。

まず、宇田会長の開会の挨拶があり、全国青税連の代議員総会の報告があり、次いで、村田昭君を囲んでの話しあいに入つた。

村田昭君は「全国青税連のこの一年間の様子を見ていると、一体何を考え、何をしようとしているのか理解に苦しんだので、会報第

十九号で前会長としての立場から意見を申し述べたが、無視されてしまった。特に、税理士法改正に関する署名運動は何んの意味もないし中止するべきであるのに、今年度も続行されるることである。

鹿児島青年税理士会を代表して、萩野君に二回も当会の会長預りとするので返してもらいたいと申し入れたが八月一日現在、まだ返却されていない。こともあるうに、総会の席上でも、何んの断りもなく発表してしまつた。鹿児島

の会員の声を、無視するような執行部でよいものだろうか。

私はこの一年、もう一度、会報

十九号に書いた時点に戻して、ど

うか

しどし勇気をもつて意見を執行部に申し伝える決心をした。全会員の目にふれる為にも原稿を発表し執行部の反論をうけて再び議論を展開し、全会員の判断を待ちた

い。次に、商法改悪反対運動については、少なくとも日税連会長の裁断が下つた以上は、最小限度の規律として、それに従うのが常識であり、分派行動を組織としてやるべきではない。過去において七人の連判状事件を我々は分派と批判したことがあるが、舌の根もかわかない内に、今度は、自分達が分派行動をするようでは、何をか云わんやである。何故、三月中旬から日税連の会長の裁断が下るまで

に割ることは判りきっていたのか。日税連の最高執行部が二つに割れることは、全国青税連として手をうたなかつたのか。去年度は、商法一本に全精力を投入してこそ、長い間、商法改悪反対運動を行なつてきた意味もあつたのではなかろうか。全ての会務を凍結してでも商法改悪反対運動を行つてこそ全国青税連の存在価値もあつたのである。」と述べた。

例会の席上、全国青税連に加入していくか否かについては、次の総会まで持ちこことなり、署名運動については、全く意味がないことであるとの結論に達した。

日本税研は昭和四十八年六月二十日に東京に於て創立総会を開催して東京・神奈川・埼玉・長野の有志が集められて結成され、当日発表された「綱領」と「規約」によれば、我国の税制や税務行政全般に関する中小企業納税者の切実で具体的な声を政界人や官界人との研究協議と日常的に行いつつ、提議や主張をもたず、純粹性を堅持して運営しようとするものである。

初代会長に就任した全国青税連の元会長である村田昭氏は「税理士が眞の意味で社会的に定着し、その存在価値を高めるには、納税者が何を税理士に要請しているかを的確に把握する必要がある。納税者のための税理士制度と、いくら声を大にして社会に向つて叫んでみても、税理士利己の叫びであつては、税理士のための税理士制度に他ならないと思う。税理士が成し、ここに一冊の本にまとめて申込先

岩田克夫事務所

都ビル

T E L 〇三一三六三一四三〇六  
価格 一、〇〇〇円

## 日 本 税 研 紹 介

な納税者のためになる仕事をすることは当然であるが、もっと広い範囲の納税者から、別の表現をすれば、税理士に依頼していない大多数の納税者から支持されなければ税理士の社会的存在価値は芽ばえてこないと思う。

我々税理士が形式的な言葉だけではなく、税理士のための言葉だけでは、税理士が社会的意義を持つことは、必ずしも、税理士の世論をバクにした社会的な税理士制度とはならないであろう。

日本税研では、納税者のための運動を日常的に実行

しようとするもので、会務運営の全てを納税者のためになるか否かを判断基準として綱領にある如く税理士が他のどんな職業に比較しても一番、納税者の苦しみや声を肌で知っているのだから、納税者に代つて政界人などに提言していくことをするものである。

日本税研では、納税者の協力を得るために会員となつて戴き全面的な支援を求める考え方である。

税理士会の会員の反応としては、もっと積極的にPRをするべきであるとの声もあり、近い内に、日本税研の「機関紙」を発行してPRを行うようである。

日本税研への問い合わせ先は、税理士会の会員であるが、準会員と賛助会員は広く門戸を納税者に向けている」と話していた。

自己の顧問先から信頼されるよう

報 告 書 紹 介

ヨーロッパ付加価値税視察団

報 告 書

全国青年税理士連盟 共著

全国婦人税理士連盟 共著

本年三月全国青年税理士連盟とされた「ヨーロッパ付加価値税視察団」は帰国後直ちに報告書を作成し、ここに一冊の本にまとめて申込先

日本税研では現在まで役員会を

日本税研へ問い合わせ先

日本税制研究協議会

電話東京(七一六)五三八二

賛助会員の三種であり、正会員は

税理士会の会員であるが、準会員と賛助会員は広く門戸を納税者に

七五六三

# 全国青年税理士連盟規約

第一条 本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条 本会の目的は、下記の通りとする。

- 税理士制度の発展強化
- 会員相互の研修及び親睦
- 会員相互の連絡、提携及び資料交換

第三条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。

第四条 1. 前項の団体は会員數二十名以上とする。  
2. 本会の事務所は会長がこれを定めることとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

- 会長 一名
- 副会長 若干名
- 理事 百名以内

第六条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選

第七条 第二条に会計監査を監査し代議員に報告する。

第八条 本会に会計監査五名以内を置く。

第九条 本会の役員及び会計監査は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第十条 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。

第十二条 会議はすべて出席者の過半数をもつて決する。委任状はこれを認めない。

第十三条 本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

第十四条 本会の事業年度は毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日までとする。

第十五条 本会の会費は会費、寄付金、その他の収入をもつて支弁する。

第十六条 1. 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

2. 尚、吉原・押保・金子・渡辺十名につき一名とする。

第十七条 1. 会員の数は、一名につき月額一百五十円とする。

2. 会員の会費は、一名につき月額一百五十円とする。

第十八条 本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経て行なう。

第十九条 1. 改正後第一回の事業年度（改正事業年度）は昭和48年7月1日より始まり昭和49年5月31日までとする。

2. 改正事業年度の会費は第十六

第三条（任期） 代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

第四条（補充） 但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

第五条 本会の会員は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選

第六条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選

第七条 本会は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選

第八条 本会は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選

第九条 本会は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選

第十条 本会は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選

事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

第十二条 代議員の選出方法は別に定めるところによる。

月額一五〇円の割にて入会の月より会費を徴収する。

## 代議員選任規程

### 第一条（選任の対象）

本会の代議員は会員の中から選任する。

### 第二条（選任の方法及びその数）

1. 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

2. 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

尚、吉原・押保・金子・渡辺十名につき一名とする。

第三条（任期） 代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

第四条（補充） 会員の皆様の今後の協力をお願い致します。

新広報部における第一回目の会報を発行するに至りました。  
前広報部同様に、広報部の独自性を貫き、執行部と会員の連絡管となり、組織の強化に役立ちたいと思います。

## 編集後記

### 全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住  
5-25-14  
電話 03(803) 2-328  
連盟本部 税理士荻野弘康事務所内  
发行人 会長 荻野弘康  
編集人 広報部長 森井高雄  
印刷所 日本書籍出版社